

年金制度改正の 議論を読み解く

5. 遺族年金制度の仕組みと 論点

2024年5月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025年の次期年金制度改正に向けて、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の議論が進められています。より良い社会に向けた年金制度の課題について、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。

連載第5回の今回は、遺族基礎年金と遺族厚生年金の現行の仕組みを説明した上で、見直しが求められている論点について、昨年7月28日の第6回と、本年3月13日の第13回の年金部会の議論を振り返りながら、解説します。

1. 遺族基礎年金の仕組み

- (1) 遺族基礎年金は、子を育てている配偶者または子に支給される
- (2) 支給要件には、短期要件と長期要件があり、短期要件には保険料納付要件がある
- (3) 年金額は、老齢基礎年金満額と同じであり、子の人数に応じた加算額がある

2. 遺族厚生年金の仕組み

- (1) 遺族厚生年金の支給対象者には、子のない配偶者や父母等も含まれる
- (2) 支給要件には短期要件と長期要件があり、長期要件は高齢期の年金で役割が大きい
- (3) 遺族厚生年金の額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額
- (4) 現役期の子のない妻には、40歳から65歳まで、中高齢寡婦加算が加算される
- (5) 高齢期の年金は、本人の老齢厚生年金を優先して、差額を遺族厚生年金で受けとる

3. 遺族厚生年金の論点

- (1) 遺族厚生年金は、男性が主たる家計の担い手であった時代の古い給付設計となっている
- (2) 夫に対する遺族厚生年金の年齢要件（55歳以上）の撤廃の論点
- (3) 現役期の子のない妻に対する遺族厚生年金の有期化や、中高齢期の無期給付の論点
- (4) 高齢期の遺族厚生年金の論点

4. 遺族基礎年金の論点

- (1) 生計を同じくする父や母があるときの支給停止規定の論点
- (2) 子の加算額が、第3子以降は、第1子・第2子よりも少ないという論点

1. 遺族基礎年金の仕組み

(1) 遺族基礎年金は、子を育てている配偶者または子に支給される

老齢年金と比べて、遺族年金の仕組みはご存じない方が大多数だと思いますので、まず、その仕組みについて、簡単に説明します。

遺族年金は、**死亡した被保険者等によって生計を維持されていた人の生活を保障**するための給付です。遺族年金には、定額の遺族基礎年金と報酬比例の遺族厚生年金がありますが、「**遺族基礎年金**」は、**子どもを育てている配偶者や子どもに支給される遺族年金**という特徴があります。

一方、「**遺族厚生年金**」は、遺族基礎年金の受給者への上乗せ給付という役割のほか、**子どもを育てていない配偶者等へも支給される遺族年金**であり、また、**65歳以上の高齢期には、老齢基礎年金の上乗せ給付として、老齢厚生年金を補完して、配偶者を亡くした人の老後生活の保障の役割**も果たしており、より広い役割があります。

遺族基礎年金の「**支給対象者**」は、**死亡した人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」**です。遺族基礎年金で「子」とは、**18歳になった年度の3月31日までの人**、又は**20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の状態の人**であり、婚姻をしていない人を行います。

遺族基礎年金の概要

支給対象者	死亡した者に生計を維持されていた次の遺族 に支給 ① 子のある配偶者 ② 子 （配偶者に受給権があるとき、生計を同じくする父母があるときは、支給停止） ※子とは、 18歳到達年度の末日まで にある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子 ※「 生計を維持されていた遺族 」とは、①死亡した被保険者と 生計を同じくし 、②恒常的な収入が将来にわたって 年収850万円以上 にならないと認められること、という要件を満たす遺族
支給要件	次のいずれかに該当すること <短期要件> ① 国民年金の被保険者 が死亡したとき ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、 60歳以上65歳未満である者 が死亡したとき <長期要件> ③ 老齢基礎年金の受給権者 （25年以上の受給資格期間がある者に限る）または 25年以上の受給資格期間がある者 が死亡したとき 保険料納付要件 短期要件の場合は、 保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上 であること（ただし、2026（令和8）年3月31日までの間の特例として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は、これに限らず支給）
年金額	816,000円（老齢基礎年金の満額と同額） + 子の加算額 子の加算額： 第1子・第2子・・・各234,800円 第3子以降・・・各78,300円 ※2024年度（昭和31年4月2日以後生まれの場合）

父（又は母）が死亡した場合、母（又は父）と子に遺族基礎年金の受給権が発生しますが、**母（又は父）に遺族基礎年金の受給権がある場合は、子の遺族基礎年金は支給停止**となります。

また、遺族年金は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた人の生活を保障するための給付ですから、生計維持要件があります。「**生計維持要件**」は、死亡の当時、死亡した者と生計を同じくしていた者（**生計同一**）であって、死亡時の**前年の年収が 850 万円未満**（所得の場合は 655.5 万円未満）であることとされています。

この年収 850 万円という収入要件は、厚生年金の被保険者の上位約 10%の年収額を基に定められています。生計維持要件は、受給権の発生要件ですから、著しく高い収入を得ている人以外は、遺族給付の支給対象とするという考え方に基づいています。

(2) 支給要件には、短期要件と長期要件があり、短期要件には保険料納付要件がある

遺族基礎年金の「支給要件」は、次のいずれかに該当することです。

- ① **国民年金の被保険者が死亡したとき**（「国民年金の被保険者」とは、**国民年金第 1 号、第 2 号、第 3 号被保険者のこと**。）
- ② **国民年金の被保険者であった人が日本国内に住所を有している 60 歳以上 65 歳未満の期間に死亡したとき**
- ③ **老齢基礎年金の受給権者（25 年以上の受給資格期間がある人に限る。）又は 25 年以上の受給資格期間がある人が死亡したとき**

このうち、①②を短期要件、③を長期要件と呼びます。短期要件の場合は、支給要件に「**保険料納付要件**」があり、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間について、**保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が 3 分の 2 以上**あることが条件です。ただし、死亡日が 2026（令和 8）年 3 月 31 日までにあるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの**直近 1 年間に保険料の未納がない場合**は、特例として条件を満たしたものとなります。なお、この「保険料納付済期間」とは、国民年金の保険料納付済期間、第 2 号被保険者（厚生年金保険の被保険者）期間、第 3 号被保険者期間の合計です。

(3) 年金額は、老齢基礎年金満額と同じであり、子の人数に応じた加算額がある

遺族基礎年金の年金額（2024 年度）の年額は、子のある配偶者が受け取るときは、**老齢基礎年金満額（816,000 円）**に、子の加算額を加えた額です。子の加算額は、**1 人目および 2 人目の子の加算額は各 234,800 円**で、**3 人目以降の子の加算額は各 78,300 円**です。

子が受け取るときは、子が 1 人の場合は、老齢基礎年金満額（816,000 円）の額です。子が 2 人の場合は、2 人目の子の加算額 234,800 円を加えた額です。子が 3 人以上の場合は、こ

れに 3 人目以降の子の加算額 78,300 円を加えた額です。それぞれ、子の数で割った額が、1 人あたりの額となります。

2. 遺族厚生年金の仕組み

(1) 遺族厚生年金の支給対象者には、子のない配偶者や父母等も含まれる

遺族厚生年金の支給対象者は、**死亡した人に生計を維持されていた次の遺族のうち、最も優先順位の高い人**です。(①と②は同順位で最も優先順位が高く、以下、順に低くなる。)

- ① **配偶者** (夫は妻の死亡当時に 55 歳以上である人に限る)
- ② **子** (配偶者に受給権があるときは支給停止)
- ③ **父母** (死亡当時に 55 歳以上である人に限る)
- ④ **孫**
- ⑤ **祖父母** (死亡当時に 55 歳以上である人に限る)

このように、遺族厚生年金の支給対象者は、**子のある配偶者と子に限られている遺族基礎年金の支給対象者よりも広くな**っています。遺族基礎年金を受給できる遺族は、遺族基礎年金もあわせて受給できます。

「子」や「孫」は、**18 歳になった年度の 3 月 31 日まで**にある人、又は 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある人であり、婚姻をしていない人に限られます。

また、**夫**については、**妻の死亡当時に 55 歳以上である人**に限られますが、その場合でも、**受給開始は 60 歳から**です。ただし、子があることにより遺族基礎年金をあわせて受給できる場合は、55 歳から 60 歳の間でも遺族厚生年金を受給できます。父母、祖父母も、死亡当時に 55 歳以上である人に限られ、受給開始は 60 歳からです。

一方、**夫の死亡当時に子のない 30 歳未満の妻**については、2004 (平成 16) 年の年金制度改正により、**5 年間のみ受給できる有期給付**となっています。なお、遺族基礎年金の受給権を失権した当時 30 歳未満である妻 (夫の死亡当時にいた子がその後いなくなった場合など) も、遺族基礎年金の受給権を失権した時点から 5 年後までの受給となります。

(2) 支給要件には短期要件と長期要件があり、長期要件は高齢期の年金で役割が大きい 遺族厚生年金の「支給要件」は、次のいずれかに該当することです。

- ① **厚生年金保険の被保険者が死亡したとき**
- ② **厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から 5 年以内に死亡したとき** (「初診日」とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のことをいいます)

- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者（25年以上の受給資格期間がある人に限る）又は**25年以上の受給資格期間がある人が死亡したとき**

このうち、①②③を短期要件、④を長期要件と呼びます。また、**短期要件の①②の場合は、遺族基礎年金と同様の「保険料納付要件」を満たすことが必要です。**

現役世代で配偶者を亡くした場合の遺族厚生年金は、短期要件が中心となります。在職中に亡くなった場合は、①の要件に該当しますし、在職中の傷病が原因で退職後に亡くなった場合にも、②の要件に該当すれば、遺族厚生年金の対象となります。

一方、退職して高齢期になってから配偶者を亡くした場合は、長期要件による遺族厚生年金が中心となります。**受給資格期間 25年以上の老齢厚生年金は、受給権者の死亡後に、配偶者の遺族厚生年金に振り替わります。**死亡した配偶者の老齢厚生年金の額が大きかった一方で、遺族配偶者に老齢厚生年金が無いか金額が少ない場合には、これが役立ちます。

遺族厚生年金の概要

支給対象者	<p>死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。（③④⑤は先順位者がいないときのみ）</p> <p>① 配偶者 ※夫は、妻の死亡時に55歳以上の場合に60歳から支給（遺族基礎受給者は55歳から） ※夫の死亡時に30歳未満で子がない妻は、5年間の有期給付</p> <p>② 子（配偶者に受給権があるときは、支給停止）</p> <p>③ 父母（55歳以上、60歳から支給）、④ 孫、⑤ 祖父母（55歳以上、60歳から支給）</p> <p>※「子」、「生計を維持されていた遺族」の要件は、遺族基礎年金と同じ</p>
支給要件	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p><短期要件> ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき</p> <p><長期要件> ④ 老齢厚生年金の受給権者（25年以上の受給資格期間がある者に限る）または25年以上の受給資格期間がある者が死亡したとき</p> <p>保険料納付要件 短期要件の①②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要</p>
年金額	<p>死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4</p> <p>※報酬比例の年金額は、老齢厚生年金の計算による。ただし、支給要件が短期要件の場合は、被保険者期間が300月未満のときは300月（25年）とみなして計算。</p> <p>【中高齢寡婦加算】 次のいずれかに該当する妻には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4（612,000円）を加算</p> <p>① 夫の死亡時に40歳以上65歳未満で、子がない妻 ② 40歳時点で遺族基礎年金の受給権を有する子があったが、子が18歳到達年度の末日に達した等の理由で、遺族基礎年金の受給権を失った妻</p>

(3) 遺族厚生年金の額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額

遺族厚生年金の年金額は、**死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額**です。ただし、若いときに死亡した場合は、被保険者期間が短いことから、そのままでは、報酬比例

部分の金額は小さいものになってしまいますので、**短期要件**に基づく遺族厚生年金の場合は、報酬比例部分の計算において、**死亡した人の厚生年金の被保険者期間が 300 月（25 年）未満の場合は、300 月とみなして計算**することとなっており、低い年金額にならないよう配慮されています。

(4) 現役期の子のない妻には、40 歳から 65 歳まで、中高齢寡婦加算が加算される

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、**40 歳から 65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算**として、**遺族基礎年金の 4 分の 3 の額**（年額 612,000 円（2024 年度））が加算されます。

- ① **夫が亡くなったとき 40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子がないとき**
- ② **遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（40 歳に到達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた 65 歳未満の妻）が、子が 18 歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は 20 歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき**

中高齢寡婦加算の支給が 65 歳未満とされているのは、妻が 65 歳になると、自身の老齢基礎年金が支給されるようになるためです。

中高齢寡婦加算が設けられたのは、制度が設けられた当時は、夫を亡くした中高齢の女性が就労して十分な所得を得ることが難しかったからです。

(5) 高齢期の年金は、本人の老齢厚生年金を優先して、差額を遺族厚生年金で受けとる

65 歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利がある人が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取る時は、**A「死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の 4 分の 3 の額」と B「死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の 2 分の 1 の額と自身の老齢厚生年金の額の 2 分の 1 の額を合算した額」**を比較し、**いずれが高い方が遺族厚生年金の額**となります。

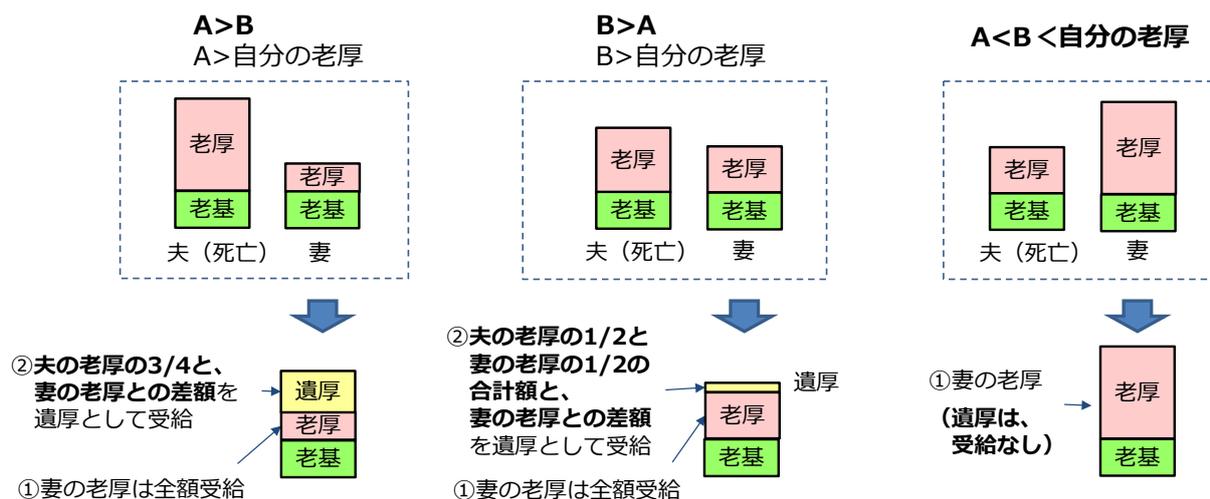
そして、**自身の老齢厚生年金の全部**を受け取った上で、**遺族厚生年金の額から自身の老齢厚生年金の額を差し引いた額を、遺族厚生年金として受け取る**こととなります。（遺族厚生年金の額のうち老齢厚生年金に相当する額が支給停止となる。）

亡くなった夫の老齢厚生年金の額が大きく、妻の老齢厚生年金との金額の差が大きい場合は、**A>B** となりやすくなります。一方、夫婦の老齢厚生年金の金額の差が小さいときは、**B>A** となりやすくなります。妻の老齢厚生年金の方が大きいときは、遺族厚生年金は支給されません。

遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整

65歳以上で、自らの老齢厚生年金の受給権がある者は、以下の方法で併給調整

- ① **自らの老齢厚生年金は全額支給**
- ② 次のAとBの額を比較して、高い方の額が遺族厚生年金の額となり、これが①より高い場合に、**①との差額が遺族厚生年金として支給**される
 - A. 死亡した**配偶者の老齢厚生年金の4分の3**
 - B. 死亡した**配偶者の老齢厚生年金の2分の1**と**自らの老齢厚生年金の2分の1**を合計した額



3. 遺族厚生年金の論点

(1) 遺族厚生年金は、男性が主たる家計の担い手であった時代の古い給付設計となっている

遺族年金制度は家計を支える人が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行う制度ですが、現行の遺族厚生年金の制度は、**男性が主たる家計の担い手であった時代の古い給付設計**のままとなっており、**男女がともに就労することが一般化している今の時代**に合うように、**見直しが必要**です。

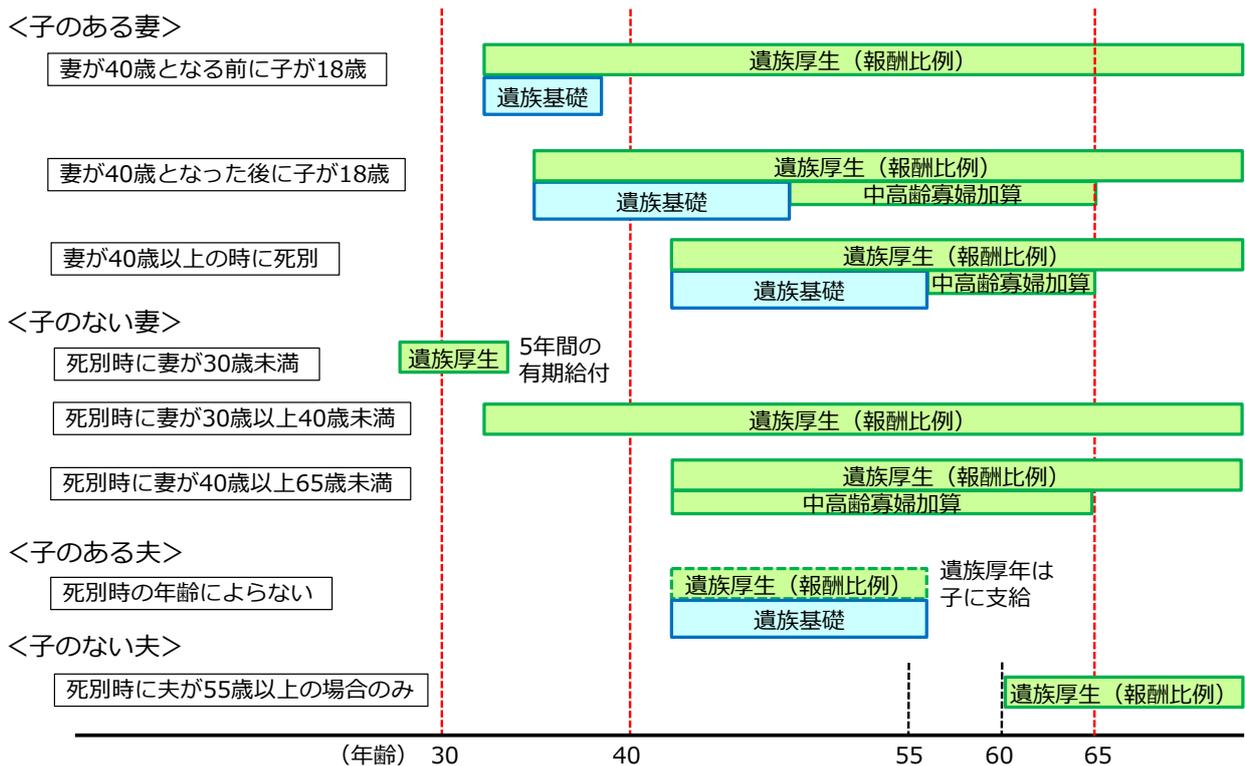
遺族基礎年金は、子がある配偶者又は子に対する年金であり、2012（平成24）年の社会保障・税一体改革の年金改正法により、**遺族基礎年金の支給対象**を、それまでの母子家庭のみから**父子家庭へも拡大**され、**2014（平成26）年4月から施行**されています。

しかし、**遺族厚生年金は、妻に対しては、子がない場合でも終身で給付**され、さらに、**40歳から65歳までの間は中高齢寡婦加算**という定額部分（遺族基礎年金の4分の3相当）も支給されます。一方、**夫に対しては、妻が死亡した時に55歳以上であった場合に、60歳から支給**されるのみとなっています。養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差は無いとも言えますが、養育する子がいらない場合には、大きな男女差があるのが現状です。

遺族厚生年金の男女の要件の違い

18歳未満の子のいる場合		18歳未満の子のいない場合	
夫（妻が死亡）	妻（夫が死亡）	夫（妻が死亡）	妻（夫が死亡）
<p>(夫) (子)</p> <p>遺族厚生年金 (夫が55歳以上)</p> <p>遺族厚生年金 (夫が55歳未満)</p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 (※)</p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 (夫が55歳以上)</p> <p>遺族厚生年金 (※)</p> <p>中高齢寡婦加算 (40~65歳の妻)</p>	<p>遺族厚生年金 (※)</p> <p>中高齢寡婦加算 (40~65歳の妻)</p>
<p>※遺族基礎年金は、父子家庭の父に支給される。</p> <p>※遺族厚生年金は、妻の死亡時に55歳未満であった夫には支給されないが、子に支給される。</p>	<p>※30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、遺族厚生年金は、その日から5年後までの給付</p>	<p>※妻の死亡時に55歳以上であった夫は、遺族厚生年金の支給対象者となるが、支給は60歳から開始</p>	<p>※夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、遺族厚生年金は5年間の有期給付</p>

遺族年金（基礎・厚生）の様々な受給の姿



遺族厚生年金の制度が作られた時代は、**夫が就労し、妻が家事・育児・介護等の形で家庭を支えるという家族構成が典型的であった社会状況**でした。また、**中高齢女性の就労が難しく、就労ができて賃金も低いという労働環境**がありました。そのような中で、主たる家計の担い手である夫の死亡は、世帯の稼得能力の低下を招き、その状態は将来にわたって続くと思込まれたことから、妻を主たる支給対象とする無期給付として制度設計されたものです。

しかし、男女がともに就労することが一般化し、雇用環境も当時と大きく異なっている今の時代には、この制度は合わなくなっており、見直しが必要です。遺族厚生年金の男女の要件の違いを図で示すと、この2つの図のとおりです。

(2) 夫に対する遺族厚生年金の年齢要件（55歳以上）の撤廃の論点

男女差の解消の論点には、まず、夫に対する遺族厚生年金の受給権が発生するための年齢要件（妻の死亡時に55歳以上）を撤廃すべきという論点があります。昨年5月や本年3月の年金部会でも、「**男性のみに設けられた年齢制限の撤廃を検討すべき**」という意見は、多くの委員の共通する意見となっています。

現行制度では、子がいる妻には、遺族厚生年金が支給されますが、妻の死亡時に55歳未満であった夫には、遺族厚生年金は支給されず、代わりに子に支給されます。年金部会では、夫についての**年齢要件を廃止**することにより、**子のある夫には、子ではなく、夫に遺族厚生年金が支給されるようにする必要がある**、という意見が出されており、私もそう考えます。

この場合、子のない夫についても年齢要件を廃止して、妻と同様の無期給付とすることには、給付の必要性が疑問、という意見が多いと思います。年金部会では、配偶者の死亡直後の激変に際して生活を保障するための給付として、**妻を亡くした夫に子がない場合には、有期給付の遺族厚生年金を給付してはどうか**、という意見が出されており、私もそのように考えます。

(3) 現役期の子のない妻に対する遺族厚生年金の有期化や、中高齢期の無期給付の論点

これまでの年金部会では、**現役期の子のない妻又は夫に対しては、死亡直後の激変に際して生活を保障するための給付として有期給付としてどうか**、といった意見が多く出されています。その際、現行制度では現役期の子のない妻に対して無期給付を行っているので、これを**有期化するには、十分な経過措置が必要**という意見や、**男女差の解消は、今回の改正で行うべき**という意見が出されています。

一方で、**有期給付化には慎重な意見**も出されています。「現在の家族類型、働き方、生活スタイルなどに照らして、幅広い視点での検討が必要」として、その際、「単に女性の就業率だけを見るのではなく、**遺族年金を受給している人の生活実態を踏まえるとともに、子を養育してい**

なかったとしても、介護や病気などで働きたくても働くことができない遺族に対し、公的年金制度としてどの程度の期間にどのような所得保障が必要なのかという観点で議論を進めるべき」という意見です。

私も、中高齢の遺族配偶者について、無期給付とする配慮がなお必要だと考えます。1つの方法は、夫を亡くした40歳以上の妻には、遺族厚生年金を無期給付（中高齢寡婦加算も現行のまま）で行う方向が考えられます。当面は、男女差が残ることを許容し、将来、就労環境の変化を見た上で、段階的に見直していくことが考えられます。

あるいは、別の方法として、年金部会では出ていない意見ですが、私は、給付要件の男女差の解消を早期に実現できる方法として、40歳以上の男女に、所得による支給停止の要件付きで無期給付（中高齢加算も行う）とする方法も考えられると思います。中高齢の女性の就労環境が一般的には男性よりも厳しいとはいえ、男性でも低賃金で不安定な非正規雇用の人はいますし、女性でも安定的な就労所得を得ている人もたくさんいます。男女の性別ではなく、十分な所得を得ているかどうかで判断して、生活再建に至っていない人を対象に、無期給付を継続するという考え方も、一つの考え方ではないでしょうか。この場合は、就労意欲を阻害しないように傾斜をなだらかにすることや、マイナンバー情報連携で前年所得を把握するなど事務の効率化を図ることも、必要だと思います。

遺族厚生年金の見直しの考えられる検討の方向例(筆者私見)

		現行制度	考えられる検討の方向(例)
現役期	子がある	(A) 子のある遺族配偶者 又は子への給付 ・妻は全年齢 ・夫は死別時に55歳以上の場合に限定 ・遺族基礎年金と2階建て	・夫の年齢要件を廃止して、男女同一の要件としてはどうか ※父子家庭では、遺族厚生年金も子に支給から、父への支給に改める。
	子がない	(B) 子のない現役期の死別後一定期間の遺族配偶者への給付 妻：30歳未満で死別 → 5年間の有期給付 30歳以上で死別 → 無期給付+40~65歳に中高齢寡婦加算	・男女同一の要件で、5年の有期給付を基本としてはどうか ※妻は有期給付とする範囲を、死別時30歳未満から40歳未満に引き上げてはどうか
	(18歳到達を含む)	(C) 子のない現役期の中高齢の遺族配偶者への給付 夫：55歳以上で死別 → 60歳から無期給付	・方向1：当面、40歳以上の妻のみ現行と同じ無期給付を維持してはどうか ・方向2：当面、40歳以上の妻と夫に所得による支給停止を設けて無期給付としてはどうか ※いずれも、現行と同様の中高齢加算ありとしてはどうか
高齢期	(D) 高齢期の遺族配偶者への給付	・無期給付 ・自分の老齢厚生年金を優先して併給調整 ・老齢基礎年金と2階建て	・現行制度を維持してはどうか

(4) 高齢期の遺族厚生年金の論点

これまでの年金部会では、**65歳以上の老齢厚生年金受給者が亡くなった場合は、現行制度のままでよい**、という意見が出されています。また(2)や(3)の論点と関連して、現役期の子のない配偶者の遺族厚生年金を有期化する場合には、**現役期に死別した遺族配偶者の高齢期の保障についても別途検討が必要**という意見が出されています。

有期化した場合の対応については、**死亡時分割の方式**の提案が、多くの委員から出されています。これは、**離婚時分割を参考に、死亡した配偶者の年金記録の一部を遺族配偶者に分割し、本人の老齢厚生年金の水準を高める方式**です。離婚時の年金分割は、婚姻期間中の厚生年金保険料を夫婦が共同で負担したという考え方に立って、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録(標準報酬)を分割する制度です。年金分割が行われた場合は、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ります。分割割合は、夫婦の合計の2分の1が上限で、双方が合意した割合で分割します。死亡時分割は、婚姻期間中の加入記録の標準報酬額が、死亡した配偶者よりも遺族配偶者の方が多い場合は、夫婦の記録を合算して2分の1とすると、将来の年金額が減ってしまいますので、年金部会では、自動的な記録分割ではなくて、本人の選択とする方法がありうるという意見が、出されています。

現行の遺族厚生年金と死亡時分割の比較(65歳以上の年金)

	事例	現行制度	死亡時分割とした場合
事例1	夫(死亡) ・老齢厚生年金で 8万円 に相当する加入記録(うち婚姻期間分は 7万円) 妻(遺族配偶者) ・厚生年金が適用されない働き方(婚姻期間中は3号)	遺族厚生年金 $8万円 \times 3/4 = \mathbf{6万円}$	老齢厚生年金 $7万円 \times 1/2 = \mathbf{3.5万円}$
事例2	夫(死亡) ・老齢厚生年金で 8万円 に相当する加入記録(うち婚姻期間分は 7万円) 妻(遺族配偶者) ・老齢厚生年金で 7万円 に相当する加入記録(うち婚姻期間分は 6万円)	老齢厚生年金(優先支給) 7万円 遺族厚生年金(差額支給) $8万円 \times 1/2 + 7万円 \times 1/2 = 7.5万円 \rightarrow 0.5万円$ 支給 合計7.5万円	老齢厚生年金 $(7万円 + 6万円) \times 1/2 + 1万円 = \mathbf{7.5万円}$
事例3	夫(死亡) ・老齢厚生年金で 5万円 に相当する加入記録(うち婚姻期間分は 4万円) 妻(遺族配偶者) ・老齢厚生年金で 8万円 に相当する加入記録(うち婚姻期間分は 3万円)	老齢厚生年金(優先支給) 8万円 遺族厚生年金(全額停止) $5万円 \times 1/2 + 8万円 \times 1/2 = 6.5万円 \rightarrow$ 全額停止	老齢厚生年金 $(4万円 + 3万円) \times 1/2 + 5万円 = \mathbf{8.5万円}$

(注) 死亡時分割について、現行の離婚時分割(合意分割で、分割割合を、婚姻期間中の夫婦の厚生年金記録の合計額の2分の1とした場合)と同様とした場合。

このほかの方法として、**支給停止を解除する方式**も提案されています。これは、**有期給付が終わった時点で一旦支給停止とした上で、65歳になった際に支給停止を解除して、遺族厚生年金として支給**する方式（本人の老齢厚生年金との併給調整を行い、現行と同じ給付）です。

私は、いくつかの点で、死亡時分割よりも支給停止を解除する方式の方が良いと考えていますが、わかりにくい論点ですので、図の具体例で比較しながら解説します。

例えば、事例1のように、亡くなった夫が、老齢厚生年金（報酬比例部分）で8万円に相当する加入記録（うち婚姻期間分が7万円）を持ち、遺族である妻が、厚生年金が適用されない働き方であったため、報酬比例の年金額が0円であった場合は、現行制度では遺族厚生年金は8万円の3/4で6万円（2（5）で説明した併給調整のAの方法）です。これに対して、死亡時年金分割の場合は、7万円と0万円を足して2で割って3万5千円の老齢厚生年金となり、死亡時分割の方が、年金額が大幅に少なくなります。

一方、夫婦の報酬比例部分の額の差が小さいときは、影響が変わります。事例2のように、亡くなった夫の報酬比例の年金額が8万円（うち婚姻期間分が7万円）で、妻の報酬比例の年金額が7万円（うち婚姻期間分が6万円）であった場合、現行制度では遺族厚生年金は夫の8万円の1/2と妻の7万円の1/2の合計7.5万円（併給調整のBの方法）ですが、妻本人の老齢厚生年金7万円が優先して支給され、遺族厚生年金は差額分の0.5万円のみ支給ですから、合計7.5万円です。これに対して、死亡時年金分割の場合は、婚姻期間の夫の7万円と妻の6万円を足して2で割った6.5万円に、妻の婚姻期間外の部分1万円を加えて7.5万円の老齢厚生年金となり、この場合は、結果として同額です。

また、比較的若く死別するなどにより、妻の報酬比例部分の額が多い場合は、死亡時分割の方が年金額が多くなる場合があります。事例3のように、亡くなった夫の報酬比例の年金額が5万円（うち婚姻期間分が4万円）で、妻の報酬比例の年金額が8万円（うち婚姻期間分が3万円）であった場合、現行制度では金額が少ない遺族厚生年金は全額支給停止となり、妻本人の老齢厚生年金8万円となります。これに対して、死亡時年金分割の場合は、婚姻期間の夫の4万円と妻の3万円を足して2で割った3.5万円に、妻の婚姻期間外の部分5万円を加えて8.5万円の老齢厚生年金となり、死亡時分割の方が、若干、年金額が増えます。

死亡時分割の方式にすると、現役期の死亡か高齢期での死亡か、制度の境目で、死亡日の1日の違いで65歳以上の年金額が大きく異なるケースが生じてしまいます。一方、有期給付が終わった時点で一旦支給停止とした上で、65歳になった際に支給停止を解除する方式であれば、65歳以上は現行と同じ給付となるので、そのような段差は生じません。**支給停止を解除する方式は、死亡した年齢により、老後の年金額に段差が生じないというメリット**があります。私がこの方式が良いと考える最大の理由です。

また、遺族配偶者が、厚生年金が適用されない働き方をしていた場合は、死亡時分割の方式では、支給停止の解除の方式に比べ、年金額が大幅に低くなります。私は、遺族年金の保険制度の役割としては、こういった収入の柱を失ったときに、しかるべき保障をすることが、重要と考えます。

一方で、支給停止を解除する方式では、遺族配偶者が、自身の老齢厚生年金が遺族厚生年金の額を超えるまでの間は、死別後に就労して厚生年金加入期間を増やしても、年金額が増えないこととなります。しかし、この場合も、現役期の遺族年金が有期化された下では、生活の糧を得るために就労しなければなりませんから、年金が増えないからといって、就業調整が生じることはないと考えます。

また、支給停止を解除する方式では、遺族厚生年金は再婚により失権となりますが、死亡時分割の方式では、分割を受けた年金記録は、再婚によって影響を受けません。この点については、私は、再婚によって新しい生計関係となるのですから、遺族年金の役割の観点からは、給付の必要性がなくなると考えます。

4. 遺族基礎年金の論点

(1) 生計を同じくする父や母があるときの支給停止規定の論点

遺族基礎年金については、遺族厚生年金に比べて、大きな論点はありませんが、いくつか個別の論点があります。

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者（第1号、第2号、第3号被保険者）又は被保険者であった者が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。その際、子に対する遺族基礎年金は、「①配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき」や、「②生計を同じくする父若しくは母があるとき」は、支給停止となります。②の支給停止規定は、遺族厚生年金には無く、遺族基礎年金の特有の規定です。

②の支給停止の規定については、2015（平成27）年1月の社会保障審議会年金部会の議論の整理でも、論点が指摘されています。父が亡くなって、子が母に育てられているときは、母に遺族基礎年金が支給されますので、子の支給停止は問題ありませんが、例えば、離婚して再婚していない元配偶者に子が引き取られたケース（図のA）では、生計同一の母（又は父）があるために子に対する遺族基礎年金が支給停止となる一方、離婚した元配偶者には遺族基礎年金の受給権がないため、子から見れば死別の母子（父子）家庭でありながら、このような世帯には、遺族基礎年金が支給されません。

この点については、子の育成支援の観点や、遺族厚生年金の規定と整合的にする観点から、②の支給停止要件を見直して、子が遺族基礎年金を受給できるようにしてはどうかという論点

があります。その場合、単純に②の支給停止規定を削除すると、遺族配偶者が再婚したことによって遺族基礎年金が失権した場合（図の B）や、遺族配偶者が、高年取等により生計維持要件を満たさない場合（図の D）などでも、子に支給されることとなります。

このような場合には、支給する必要性は高くないという考え方もあり、受給できるようにする対象を、離婚して再婚していない元配偶者に子が引き取られるようなケースに限定することでも考えられます。

なお、②の支給停止規定を削除すると、配偶者以外の直系血族・姻族（祖父母）に引き取られ、養子縁組をした場合（図の C）も支給対象となります。子の養育のための新たな家族関係の形成を妨げないようにするという観点であれば、直系血族・姻族以外と養子縁組した場合（現行制度では遺族基礎年金も遺族厚生年金も失権）の扱いをどうするか、という論点もあります。

子に関する支給停止・失権規定
2023年7月28日
年金部会資料

【現状】

- 遺族基礎年金の支給対象者は、「子のある配偶者」又は「子」であるが、子に対する遺族基礎年金は、受給権を発生させた上で、**以下の場合は支給停止**となる構成となっている。
 - ① 配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき、又は、
 - ② 生計を同じくする父若しくは母があるとき （※遺族厚生年金には②に相当する規定なし）
- このため、例えば以下A~Dのようなケースで遺族基礎年金が支給停止となっている。

A. 離婚した元配偶者に引き取られた場合

死亡 父 → 遺基受給
離婚した母 → 配偶者ではないため受給権発生せず
子 → 遺基受給

B. 亡くなった配偶者が再婚し、失権した場合

死亡 父 → 遺基受給発生するが、支給停止
母 → 遺基受給（子の加算あり）
再婚 新父 母 → 再婚により失権
子 → 遺基の受給権はあるが、生計同一の母がいるため支給停止。新父と養子縁組すると失権

C. 配偶者以外の直系血族(姻族)に引き取られ、養子縁組をした場合

死亡 父 → 遺基受給
祖父母 → 養子縁組
子 → 遺基の受給権はあるが、生計同一の「父母」がいるため支給停止

D. 亡くなった配偶者が、高年取等により生計維持要件を満たさない場合

死亡 父 → 遺基の受給権は発生するが、生計同一の母がいるため、支給停止
母 → 年取850万円 → 生計維持要件を満たさず、遺基の受給権は発生せず
子 → 遺基の受給権は発生するが、生計同一の母がいるため、支給停止

これまでの年金部会では、「年金制度は、少しでも家族形成が容易になるよう設計する必要がある。具体的には、遺族基礎年金の受給権を有する18歳未満の子のある親とその子について、再婚による親の失権で子が支給停止とならないようにすべき。」「再婚すると遺族年金が停止する制度は、遺族の再婚を阻害する要因になっている。」「母親の再婚後も父親の養育費が続く事例も踏まえ、子に対する遺族基礎年金について、支給継続してもよい。」などといった意見が

ありました。

私も、②の支給停止の要件については、子に着目することによって、遺族厚生年金の整理に合わせる形で、削除を検討しても良いのではないかと考えます。

（２）子の加算額が、第３子以降は、第１子・第２子よりも少ないという論点

１（３）で説明しましたように、遺族基礎年金の子の加算額は、2024年度で、１人目と２人目の子の加算額は各234,800円（月額19,566円）で、３人目以降の子の加算額は各78,300円（月額6,525円）です。３人目以降の子の加算額が、１人目・２人目と比べて、大幅に少なくなっているのは妥当でないため、**３人目以降についても、１人目・２人目の額と同額に引き上げる必要があるのではないか**、という論点があります。これは、**障害基礎年金の子の加算額や、老齢厚生年金の子の加給年金額でも同様**です。

昨年７月の年金部会では、「第３子以降の子の加算について、かつて参照していた制度（国家公務員の扶養手当）が変わっているが、年金制度では引き続き加算額を下げるというのが、現在も合理的なのか。」という意見が出されています。

なお、基礎年金の財源には、２分の１国庫負担がされていますから、（１）の支給停止の見直しや、（２）の加算額の引上げを行うには、年金制度の他の部分の見直しなどにより、財源確保を図ることも検討しなければならないことに、留意が必要です。

※今回とりあげたテーマについては、筆者の書籍『年金制度の理念と構造—より良い社会に向けた課題と将来像』（[社会保険研究所](#)、2024年4月23日新刊）の「第11章 遺族年金の仕組みと課題」でも論じています。

※このほか、年金制度についての詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載している解説もご参照ください。

<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=103988>

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2024年5月29日付けで掲載されたものです。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改正法案などを担当。2022年6月厚生労働省退官。10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員